

組合報

協同組合アキュミュレーション 広報委員会 2018年10月 VOL. 27

恭啓 初霜の候、貴社におかれましてはいよいよご盛栄のことと拝察いたします。平素は過分のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、昨年11月より外国人技能実習法が施行され間もなく1年となりますが、外国人技能実習機構の実習実施者先への監査活動の情報を耳にする機会が増えてきており、実状組合員の方への訪問も何件か監査活動が行われたとの報告も受けております、皆様方も準備をお願い申し上げます。また、先月の組合報でもお知らせしておりますが2018年10月1日より、47都道府県最低賃金が改定されておりますので、ご確認頂き今月10月の実習生への賃金支払いにご留意下さい。

頓首

お知らせ

査証更新手数料について

査証申請手数料の変更を、従来は1号生から2号生及び2号生1年目から2年目への査証更新申請に係る手数料を無償で手続き致して居りますが、平成29年11月の外国人技能実習法(新法)の制定により、外国人技能実習機構への提出資料等煩雑化に伴い、今年平成30年11月申請分より3号生査証更新を含め申請手数料10,800円をご請求させて頂きたくお願い申し上げます。また、従来通り申請時には、入局管理局印紙代4,000円及び技能実習計画認定料(機構)3,900円が別途必要になります。

申請注意事項

『技能実習計画』の認定申請及び変更申請について組合より皆様方に申請時期が近づきましたら申請に必要な資料及び『技能実習計画』に係る認定申請・変更認定申請の手数料の専用振込用紙について<添付資料>にて必ず振込をお願い致します。個人事業主の方は、ご依頼人（実習実施者）※欄にカタカナで個人名の記入をお願い致します。

<実施状況報告書提出について>

外国人技能実習機構より、実習実施者様宛に「実施状況報告書」の提出についての封書が届いて居られる実習実施者様におかれましては、必要事項をご記入頂き弊組合宛てにご郵送下さい。弊組合にて外国人技能実習機構へ郵送提出致します。

※外国人技能実習機構より、監理団体向けに厳しい指導があり、直接実習実施者様宛に送付されております事項に関しまして実習実施者様にて対応頂きます様、お願い申し上げます。その他、外国人技能実習機構へ提出する申請書類も同様、実習実施様記載項目につきましては全てご記入頂きます様重ねてお願い申し上げます。

実施状況報告書は、外国人技能実習機構ホームページよりダウンロード下さい。

www.otit.go.jp/files/user/docs/300328-3-1.pdf

日本語能力試験受験合格者奨励について

当組合では、技能実習生の皆さんが日本で実習生活を円滑且つ有意義におくつていただくために、実習期間中に「日本語能力試験JLPT」の受験合格者に対して下記の様に奨励する事を決定いたしましたので、皆さん奮って「日本語能力試験JLPT」（受験合格できる様努力してください。

N1合格者に対して奨励金3万円を支給する。

N 2 合格者に対して奨励金 3 万円を支給する。

N 3 合格者に対して受験料を全額組合負担とする。

※受験合格発表後、「合格証」のコピーと引き換えに奨励金を支給いたします。

連絡先 受付時間 平日 9 : 00 ~ 18 : 00 【事務局】 048-755-9591

【組合職員携帯】 090-8089-7705 (李) 070-3667-8667 (杉戸)

お気軽にお問い合わせください。